	国又は地域	インド	インドネシア	カンボジア
	種　別　単位	ｲﾝﾄﾞ・ﾙﾋﾟｰ	ﾙﾋﾟｱ	ﾘｴﾙ
3	旅券法(昭和２６年法律第２６７号)第５条第１項本文の一般旅券の発給 （旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成１１年政令第３８２号）による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令（以下「改正前の政令」という。）第１条第６項の適用を受ける場合（１０年旅券：永住目的等））	1,650	320,000	90,000
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（１０年旅券：ＪＩＣＡ関連））	400	80,000	25,000
4	旅券法第５条第１項ただし書の一般旅券の発給 （改正前の政令第１条第６項の適用を受ける場合（５年旅券：永住目的等））	1,100	220,000	60,000
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（５年旅券：ＪＩＣＡ関連））	250	50,000	15,000

シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国（香港を除く。）	香港	ネパール	パキスタン
ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・ﾄﾞﾙ	ｽﾘﾗﾝｶ・ﾙﾋﾟｰ	ﾊﾞｰﾂ	ｳｫﾝ	元	香港・ﾄﾞﾙ	ﾈﾊﾟｰﾙ・ﾙﾋﾟｰ	ﾊﾟｷｽﾀﾝ・ﾙﾋﾟｰ
31	4,140	700	26,000	160	170	2,610	3,480
8	1,030	170	7,000	40	40	650	870
21	2,760	470	18,000	105	110	1,740	2,320
5	690	120	4,000	25	30	430	580

バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モルディブ
ﾀｶ	東ﾃｨﾓｰﾙ・ﾄﾞﾙ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ・ﾍﾟｿ	ﾌﾞﾙﾈｲ・ﾄﾞﾙ	ﾄﾞﾝ	ﾘﾝｷﾞ	ﾁｬｯﾄ	ﾙﾌｨﾔ
1,880	22	1,100	31	520,000	90	31,200	340
470	6	300	8	130,000	25	7,800	80
1,250	15	750	21	350,000	60	20,800	230
310	4	200	5	90,000	15	5,200	60

モンゴル	ラオス	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	サモア	ソロモン	トンガ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	バヌアツ
ﾄｳｸﾞﾘｸ	ｷｯﾌﾟ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ・ﾄﾞﾙ	ｻﾓｱ・ﾀﾗ	ｿﾛﾓﾝ・ﾄﾞﾙ	ﾊﾟ・ｱﾝｶﾞ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ・ﾄﾞﾙ	ﾊﾞﾂ
62,000	200,000	33	60	185	51	35	2,610
15,000	50,000	8	15	46	13	9	650
41,000	133,000	22	40	123	34	23	1,740
10,000	33,000	5	10	31	9	6	435